2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法

第101条　略称

この編は、「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法」として引用することができる。

第102条　貿易交渉目標

⒜　総体的貿易交渉目標

第103条の規定に基づく協定について合衆国の総体的貿易交渉目標は、次のとおりとする。

⑴　より開放的、公正及び相互的な市場アクセスを得ること

⑵　直接貿易及び投資に関係し、合衆国の輸出の市場機会を減少させ、又はその他合衆国貿易の歪曲させる障壁及び歪曲の軽減又は撤廃を得ること

⑶　紛争解決を含む国際貿易及び投資制度の規律及び手続の更なる強化

⑷　更なる合衆国の経済成長、生活水準の向上、競争力の強化及び完全雇用の促進並びに世界経済の発展

⑸　貿易及び環境政策が多角的支持を得ることの確保。環境の保護及び保全に努めること並びに国際資源の使用の効率的使用を通じたこれらについての国際収入の向上

⑹　ＩＬＯの中心的労働原則（第111条⑺に規定するものをいう。）に含まれる労働者の権利及び児童の権利の擁護並びに貿易及び労働者の権利の関係の理解の推進

⑺　通商協定が、貿易の振興のため、加盟国の国内環境保護及び労働者の権利の保護を

⑻　通商協定が小企業に等しい国際市場へのアクセス、政党名貿易利益及び小企業に不釣合いな影響を与える貿易及び投資障壁の除去又は軽減を与えることを確保すること

⑼　最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関するＩＬＯ条約（第182号）の世界的批准及び全般的遵守の推進

⑽　その通商協定が反映確保し、貿易と投資活動のますます相互に関係し、多部門の性質を容易にします。

⑾　国際商取引における取引プラットフォームとしてのインターネットの成長重要性の認識

⑿　他の正当な米国の国内目標の顧慮、これらには、正当な健康又は安全、必要不可欠な安全並びに消費者の利益及びそれに関連する法律及び規則の保護次のものを含むがこれに限定されない。

⒀　米国との通商協定交渉の当事者の宗教の自由に関する部門の条件の考慮

⒝　主要貿易交渉目標

⑴　貿易障壁及び歪曲

貿易障壁及びその他の歪曲に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のとおりとする。

(A)　関税及び非関税障壁並びに合衆国の輸出機会を減少させ、若しくはその他の合衆国貿易を歪曲する貿易に直接関係する外国政府の政策及び慣行の軽減又は撤廃による合衆国からの物品輸出にとっての競争的市場機会の拡大並びにグローバルなバリューチェーンの活用を含む公平でより開かれた条件の獲得

(B)　ウルグアイ・ラウンド協定法第111条⒝（19 U.S.C. 3521⒝）に含まれる関税の分野に特に考慮をはらいつつ、互恵的関税及び非関税障壁軽減協定の獲得

⑵　サービス貿易

 (A)　 サービス貿易に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、内国民待遇及び市場アクセスを否定する法制上及びその他の障壁又はサービス供給者の設立及び活動に関する不合理な制限を含む、サービスの国際貿易における障壁の撤廃又は軽減によるグローバルバリューチェーンの活用を含む米国のサービスの競争市場機会の拡大、貿易の公平かつより開かれた条件の獲得である。

(B)　 サービス貿易の拡大が、経済のすべての部門の利益を生成し、貿易を促進することを認識し、(A)に規定する目的は、既存及び新規サービスの双方のための高水準のサービスの約束を自発的に可能とするこれらの国々との複数国間の協定を含むすべての手段を通じて追求されるべきである。

⑶　農業貿易

農業に関する合衆国の相互的交渉目標は、農業産品の合衆国輸出者が外国市場において、外国の輸出者が、合衆国市場で可能である競争的機会と十分に同等な競争的機会の獲得並びに公平かつより開かれたばら物、特別な作物及び付加価値産品の貿易条件を次のことにより達成することする。

(A)　 ＷＴＯの衛生植物検疫措置に関する協定（ウルグアイ・ラウンド協定法第101条⒟⑶（19U.S.C.3511（d）⒟⑶）に規定するものを言う）を含む国際的義務に整合性のある人、動物及び植物の生命及び健康を保護する権利があることを認識して、次のような衛生植物検疫措置に関する健全な規則を通じて、より開放的かつ公平な市場アクセスを確保

（ⅰ）国際規格の採用の奨励及び、当該衛生植物検疫措置が適用可能な国際標準よりも制限的である場合に科学的根拠に基づく正当な理由が必要であること。

（ii）規制の一貫性を向上させるシステムベースのアプローチの利用を促進並びに適切な輸出国の健康及び安全保護システムの等価性の認識

（iii）当該措置が透明性をもって関連する国際的なガイドライン及び科学的データに基づいており、かつ、意図した目的を満たすために必要以上に貿易制限的ないよう設定及び執行されることの要求

 (B)　 一定の期日において、合衆国の輸出の市場機会を減少させる関税その他の課徴金の次のように軽減又は廃止

⒤　重要な高関税のもとにある、又は主要生産国おいて補助金制度の対象となっている産品に重点を置く。

 (ⅱ)　 合衆国の輸入センシティブな産品について、当該産品の関税軽減交渉を開始する前に議会と密接に協議して、妥当な対応期間を設定する。

(C)　関税水準を合衆国におけるものと同等以下に引き下げる

(D)　合衆国の輸出の市場機会を減少させ、又は不公正に農産物市場を歪曲し合衆国の損害となる補助金の軽減又は廃止

(E)　貿易に歪曲を与えないことを条件に、家族経営及び田園共同体を支援する保護計画の許容

(F)　国内食糧保障の要請を超えて国際価格に犠牲を与える国内支援計画の規律の作成

(G)　価格引下げとなる過剰を作る政府政策の削減

(H)　可能な場合、国家貿易企業の削減

(I)　次のものを含む、合衆国の輸出の市場機会を減少させ、又はとりわけ、輸入センシティブな産品に関して、不公正に農産物市場を歪曲し合衆国の損害となる慣行を減少させる規則の開発、強化及び明確化並びにこれらの規則が効率的、迅速かつ効果的な紛争解決に服することの確保

⒤　国家貿易企業の運営における価格の透明性の要求に重点をおいて、国家貿易企業の不公正又は貿易歪曲的な行為及びその他の行政制度並びに末端での補助化、価格差別及び価格切下げのために当該その他の制度

(ii)　不公正な通商制限又は商業上の要求、例えば、バイオテクノジーを含む新技術に影響を与える表示。

(iii)　ウルグアイ・ラウンド協定又は二国間若しくは地域的通商協定の義務に違反して科学的根拠に基づかないものを含む不公正な衛生検疫制限。

(iv)　その他の貿易についての不公正な技術的障害

(v)　関税割当の執行における制限的規則

(J)　輸入救済制度の改善において腐敗しやすい又は周期的な産品の独特な性格を認めると同時に腐敗しやすい又は周期的な産品の貿易に逆の悪影響を与える慣行の削減

(K)　合衆国の生産者が他の国において使用しているのと同等の腐敗しやすい又は周期的な産品についての輸入救済手続の容認

(L)　交渉の当事国が合衆国の既存の通商協定の規定を受け入れることを怠ったか否か、これらの協定に基づく当該国の義務を迂回しているか否かを考慮する。

(M)　主要生産国が合衆国の既存の通商協定の規定を受け入れることを怠たり又はこれらの協定に基づく当該国の義務を迂回していることを理由に、産品が市場撹乱の対象となっているか否かを考慮する。

(N)　当該国が世界貿易機関の農業における意味のある市場自由化の約束を受諾することの別な方法での確保

(O)　合衆国が加盟国である農業に関する協定が合衆国の農業に与える衝撃を考慮する。

(P)　誠実な食糧援助計画、市場開発及び輸出信用計画の維持

(Q)　多角的枠組み及び二国間交渉における可能な幅広い市場アクセスの探求を交渉が同時に合衆国の輸入センシティヴな産品（関税割当の対象産品を含む）に与える影響を考慮しつつ行なう。

(R)　ダンピング及びセーフガード並びにこれらに関連する分野に関する調査における腐敗しやすい又は周期的な産品の取扱いについて国際的な合意の獲得。

(S)　ウルグアイ・ラウンドの実施期間の最後における各国の市場アクセス譲許表で定めた各国の（農業協定で定義する）助成合計量の計算の基礎となる共通の基準年の策定

(T）多国間及び二国間交渉を通じて関税割当の管理の透明性を確保すること

(U）透明性と手続きの公平性を確保並びに地理的擁護の保護の失敗を含む、地理的表示の保護又は認識のための国の制度の不適切な使用による、米国製品の市場アクセスの弱体化の排除及び防止。

⑷　外国投資

投資について高い水準で広範囲に規定している合衆国法が、国際法が求める水準に合致又は上回ると認めるので、外国での投資に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のことにより、合衆国における外国投資家が合衆国における合衆国投資家以上の投資保護の実質的権利を許されることがないことを確保しながら外国での投資に対する人為的又は貿易歪曲的障壁の撤廃又は軽減すること及び投資家にとって合衆国の法的原則及び慣例のもとで可能なものと同等の重要な権利を確保することである。

(A)　内国民待遇の例外の撤廃又は軽減

(B)　投資に関連する送金の自由化

(C)　検査要求、強制的技術移転及びその他の資本投下及び運営の障壁の撤廃又は軽減

(D)　合衆国の法的原則及び慣例に合致した収用及び収用補償の原則の確立の探求

(E)　適性手続の原則を含む合衆国の法的原則及び慣例に合致した公正で公平な取扱い原則の確立の探求

(F)　投資紛争解決の意味のある手続の規定

(G)　次のことを通じて、投資家と政府との投資紛争で用いる改善された制度の探求

⒤　取るに足らない請求を減少させ、及び取るに足らない請求の提出を妨げる制度

(ⅱ)　効果のある仲裁人の選任及び速やかな請求の処理を確保する手続

(ⅲ)　政府の態度の形成への公衆の機会を増加させる手続

(ⅳ)　通商協定の投資条項の解釈の統一を与える上級委員会又は類似の制度

(H)　秘密である情報の保護の必要に合致する範囲で次により紛争解決制度における透明性の十分な措置の確保すること

⒤　すべての紛争解決要請を速やかに公表することを確保する

(ⅱ)　次のことの確保

(I)　すべての議事、提出書類、認定及び決定を速やかに公表する

(Ⅱ)　すべての聴聞を公開する

(ⅲ)　企業、団体及び非政府組織からの法廷の友の意見書を受理する制度の確立

⑸　知的所有

貿易関連知的所有に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のとおりとする。

(A)　次のことを通じることを含め、知的所有権の公平で効果的な保護の更なる増進

⒤(I)　ウルグアイ・ラウンド協定法第101条⒟⒂（19 U.S.C. 3511⒟⒂）に規定する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の促進された完全実施の確保、とりわけ、協定のもとでの執行義務に関して

(Ⅱ)　合衆国について効力を有している知的所有権に関する通商協定の条文が、合衆国法のものと類似の保護の原則を反映すること

(ⅱ)　 法的なデジタル貿易を容易にするように含む新技術並びに知的所有権を具体的化する伝達及び物品の配布の新たな手段についての強力な保護を規定すること

(ⅲ)　知的所有権の使用可能性、取得、範囲、管理、使用及び執行に影響する事項に関する差別待遇の撤廃及び軽減

(ⅳ)　保護及び執行の標準が技術開発に歩調を合わせることを確保し、特に権利者がインターネットその他のグローバル通信手段を通してその成果を使用することを管理し、承認のない使用を阻止するとの法的及び技術的な手段の確保

⒱　得やすく、迅速で効果的な民事、行政及び刑事の執行制度を含む知的所有権の強力な執行の規定

(vi)　 サイバー窃盗や著作権侵害を含む知的財産権の侵害で政府の関与の予防及び排除

(B)　知的所有権の保護による合衆国人の公平で平等で無差別な市場アクセス機会の保証

(C)　2001年11月14日にカタール国ドーハにおける世界貿易機関の第4回閣僚会議で採択されたＴＲＩＰ協定及び公衆衛生に関する宣言の尊重並びに技術革新を促進し、医薬品へのアクセスを容易にする通商協定の推進

⑹　物品及びサービスのデシタル貿易並びに国境を越えたデータの流通

物品及びサービスのデシタル貿易並びに国境を越えたデータの流通に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　物品及びサービスのデシタル貿易並びに国境を越えたデータの流通に適用される世界貿易機関のもとで並びに二国間及び地域的通商協定に基づく現在の義務、規則、規律及び約束の確保

(B)　次のことを確保すること。

⒤　通商規則及び約束において電子的に送達される物及びサービスが物質の形態で送付される類似の産品より不利な扱いを受けないこと

(ⅱ)　もっとも自由化され、かつ、完全に既存及び新規の取引の両方を包含する通商上の取扱いを可能にする当該物及びサービスの分類

(C)　 物品及びサービスのデシタル貿易にかかわる貿易関連措置並びに国境を越えたデータの流通の制限並びにローカルなデータの貯蔵及び処理の要求を政府が差し控えることの確保

(D)　(A)から(C)に関連して、正当な政策目標が、物品及びサービスのデシタル貿易並びに国境を越えたデータの流通に悪影響を与える国内規則を必要とする場合、当該規則が貿易に最小限の規制をし、無差別かつ透明性を有するものであり、開かれた市場環境を振興することとする約束をえること

(E)　世界貿易機関における電子伝達に対する関税猶予の延長

⑺　立法課題

外国政府による政府規則又はその他の行為の使用並びにそれによる合衆国産品、サービス及び投資の市場アクセス減少に関する合衆国の主要交渉目標は、次のとおりとする。

(A)　規則の策定における透明性及び利害関係者の参加の機会の向上の達成

(B)　提案された規則が、正常な科学、費用分析、危険分析その他の目標についての証拠に立脚することを求めること。

(C)　規制慣行を改善し規制の一貫性の増加を促進するため、次のことを通じることを含む協議制度の確立及び必要に応じて他の約束の要求

⒤　政府調達及びその他の法制度についての指針、規則及び法律の開発における向上した透明性を

（ii）試験及び認証における重複の排除;

（iii）重要な規制の早期の協議。

（iv）影響評価の使用;

（v）既存の規制措置の定期的な見直し

（vi）良好な規制慣行の適用;

(D）規格開発プロセスにおける多くの開放性、透明性及び収束の追求並びに世界的に標準化の問題に関する協力の強化

(E）調和、同等又は別の規制や基準の相互承認及び適当な場合、国際的な相互運用可能な標準の利用を奨励することを通じる規制の互換性の促進

(F)　合衆国生産者の市場アクセスを拒む価格統制及び参照価格設定のような政府行為の軽減の達成

(G）　政府の規制見直し制度が透明であり、手続きが公平性であり、無差別であり、米国製品の完全な市場アクセスを提供するものであることの確保

(H） その外国政府が次のことを行うことを確保する

⒤　非公開の機密情報の収集は合法的かつ正当な規制の必要がある場合に限定されることを実証すること

(ⅱ）当該情報を、公衆の保護又は効果的に不正競争から保護さを保護するために、例外的な状況を除き、開示から当該情報を保護すること。

⑻　国有企業及び国家管理企業

国有企業及び国家管理企業の競争に関する合衆国の主要交渉目標は、特に、差別及び市場を歪める補助金を撤廃又は減少させ、かつ、透明性を促進する規律を通じて、次のことの約束を追及することとする。

(A)　 貿易の歪み及び商業活動の契約において国有企業及び国家管理企業に有利な不公正な競争を排除又は防止

(B)　当該契約が商業的考慮にのみ基づくことの確保

⑼　貿易に対する地域的障壁

貿易に対する地域的障壁合衆国の主要交渉目標は、米国の生産者又はサービスの供給者が、地域の施設、知的財産又はその他の要求を現在のイノベーション措置を含む市場アクセス又は投資条件と同等まで撤廃又は減少させること次のこととする。

⑽　労働及び環境

労働及び環境に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　合衆国の通商協定相手国が、合衆国と相手国、通商協定の発効後はこれらの国相互の貿易及び投資に影響する方法で次のことを確保すること

⒤　国際的に承認された中核的労働基準（第117条⒄に定義するものをいう。）を実施する措置及び一般的な多数国間環境協定（第117条⑹に定義するものをいう。）に基づく義務の採用及び維持

(ⅱ）次のことについて、放棄若しくはその他の権利を損ない、又は放棄若しくはその他の権利を損なうことを行わないこと

(I)　当該放棄若しくはその他の権利を損なうことが一又は二以上の当該基準に矛盾する場合において当該当事国と合衆国との通商協定に影響を与える方法で国際的に承認された中核的労働基準（第117条⒄に定義するものをいう。）を実施する法令

(II)　その環境法において、当該法律に規定され、かつ、一般的な多数国間環境協定（第117条⑹に定義するものをいう。）及び当該通商協定において特に合意された条項に基づく義務と矛盾しないものを除き、当該当事国と合衆国との通商協定に影響を与える方法でこれらの法律に規定する保護を弱めるか、減少させるもの

(iii)　支持又は繰り返えす行動又は無行動の過程を通じて合衆国の通商協定の加盟国の加盟国がその環境又は労働法の効果的な執行を怠ることがないことを確保する。

(B)　次のことの承認

⒤　環境に関しては、通商協定の加盟国が、訴追の決定を行使する権利の保持並びに高い優先度を決定されたその他の環境の事項の執行のための財源の配分に関する決定を行うこと並びに行動若しくは行動しないことの過程又は当該財源の配分に関し合理的、かつ、真実の決定の結果が当該行動の自由の合理的な使用をもたらす場当、当該国がその法の効果的執行を行うこと

(ⅱ）労働に関しては、執行財源の配分に関する決定は、当該加盟国の労働に関する義務に整合しない理由でないこと並びに通商協定の当該加盟国が決定を行う裁量権を保持し、及び当該裁量及び決定がその義務に反しないことを条件に、中核的労働基準の労働執行の間における資源の分配に関する決定を行うこと

(C)　中心的労働基準（第111条⑹に定義する）の振興するための合衆国の貿易相手の能力の強化

(D)　持続的開発の振興を通じて環境を保護するための合衆国の貿易相手の能力の強化

(E)　持続的開発に不当な脅威を与える政府の行為又は政策の軽減又は撤廃

(F)　合衆国の環境技術、製品及びサービスついての関税及び非関税障壁の軽減を通じた市場アクセスの探求

(H)　 執行可能な労働及び環境の義務が同一の紛争解決に服すること及び当該協定に基づく他の執行可能な義務と同様に救済されることの確保

(I)　 通商協定が合衆国の領域において、加盟国の当局が労働及び環境法の執行を認めるものとしないことの確保

⑾　為替

為替政策に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、合衆国との通商協定の当事国が、商協定の当事者が支払調整の効果的なバランスを阻止又は不当な競争上の優位性を獲得するために、協力の仕組み、強制力のある規則、報告、監視、透明性もしくはその他の手段を介するなどにより、為替レートを操作しにようにすることである。

⑿　外国為替操作

不公正な為替政策に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、執行可能な規則、協力の仕組み、強制力のある規則、報告、監視、透明性もしくはその他の手段を通じて為替市場での一方向への大規模な介入及び通商協定の他の加盟国への貿易の不公正な競争上の優位性を獲得するために持続的な為替レートの過小評価について国際通貨基金及び世界貿易機関の加盟国としての合衆国の現存の義務と整合的であることの説明責任を確立することある。

⒀　ＷＴＯ及び多角的通商協定

世界貿易機関は、世界の貿易制度の基盤であることを認識し、世界貿易機関、ウルグアイ・ラウンド協定及びその他の多角的貿易協定並びに複数個区間通商協定に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　 物、分野及び貿易条件が適切に範囲に含まれていない世界貿易機関協定並びにその他の多角的貿易協定並びに複数国間通商協定の範囲の拡大並びに全面的な実施の達成

(B)　 世界貿易機関の情報技術協定、政府調達協定その他の数国間通商協定の加盟国の拡大及び強化

(C)　 貿易円滑化協定のようなWTO新多角的及び複数間通商協定の交渉を通じて、グローバルなバリューチェーンの活用を含め、合衆国の輸出のための競争的な市場機会を拡大及び貿易の公平、かつ、よりオープンな条件を獲得

(D)　合衆国が加盟国でない地域的通商協定が十分に高い水準を達成し、1994年のガット1994第24条、サービスの貿易に関する一般協定第5条及び第5条の2並びに授権条項を含む、WTOの規律を遵守することを、当該地域的通商協定の意味のあるＷＴＯの審査を通じることを含め、確保すること

(E)　合衆国及びその他の加盟国の世界貿易機関の機関における積極的な活動（貿易政策検討制度及び世界貿易機関の委員会制度並びにこれら機関の活動性の向上の取り組みを含む）を通じる義務の遵守の確保

(F)　世界貿易機関と他の国際機関とのより一層の協力の増進

⒁　通商機構の透明性

透明性に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、世界貿易機関、多角的又は複数国間通商協定に基づき設立された機関並びにその他の国際的貿易組織において以下を通じて透明性の原則の広範囲で深い適用を得ることとする。

(A)　当該組織における通商問題及び国際通商機構の活動に関する情報への時期を得た

(B)　貿易及び投資に関する紛争解決関するものを含む適当な会合、手続及び提出書類への開かれた公衆の接近

(C)　ＷＴＯ加盟国から提出された通知及び支持書類への公衆の接近

⒂　汚職防止

外国政府若しくは職員の行為、決定若しくは不作為に影響を及ぼす金銭若しくはその他の価値のあるものの使用又は貿易に影響を及ぼす事項での輸入者の優位を得ることに関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　外国政府若しくはその職員の行為、決定若しくは不作為に影響を及ぼす当該企て又は輸入者の優位を得ることを防止する効果的な通商協定に参加するすべての国からの者に適用可能な高い標準及び適当な国内執行制度の獲得

(B)　当該基準が合衆国人を国際貿易及び投資における活躍の場を平準化の確保

(C)　経済協力開発機構の国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（1997年12月17日にパリで作成され（一般的に 「OECD贈賄防止条約」として知られている）を含む国際貿易機構における腐敗防止及び腐敗防止の取り組みを、奨励し、支援するために共同で作業するコミットメントを求めること

⒃　紛争解決及び執行

通商協定の紛争解決及び執行に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　通商協定に基づく政府間の紛争解決の効果的、時期を得た、透明性のある、公平な及び熟考した事項で事実に基づく決定を要求することを規定する通商協定の規定並びに協定の遵守の向上の目標についての協定の原理の獲得

(B)　世界貿易機関の約束の遵守を検討する貿易政策検討の能力の強化

(C)　紛争解決了解に基づき開催される小委員会及び上級委員会による次のことについての支持の獲得

⒤　追加を行うこと及び協定に基づく権利及び義務を損なうことなく、ここの規定するとおりの当該WTO協定を適用するパネルや上級委員会の任務

(ⅱ)　国内調査当局の事実の認定及び技術的専門意見について大きな敬意を払うことを含む紛争に関係するウルグアイ・ラウンド協定に基づく適切な見直しの標準

 (D)　協議を通じた紛争の早期の同定及び解決を促進する規定の獲得

(E)　協定に基づく紛争の当事者が、協定に基づく義務を遵守していないことになった場合に、貿易拡大の代償の提供を促進する規定の獲得

(F)　協定に基づく紛争の当事者に次のようである制裁を課す規定の獲得

⒤　協定に基づく義務の遵守を促進する

(ⅱ)　当事国にとって性質、事項に従い及び被害の範囲に照らして適当である。

(ⅲ)　制度の効果的執行を維持しつつ、当事国又は紛争の当事者でなう国の利益に悪影響を与えることを意図したものでないこと

（G）　次のものについての合衆国の基本的交渉目標を処理する規定の獲得

⒤　適用可能な協定に基づく紛争解決の手段の能力

(ⅱ)　同等の紛争解決手続の可能性。

(ⅲ)　同等の救済の可能性

⒄　貿易救済法

貿易救済法に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　合衆国の労働者、農民及び企業が公平な条件で完全に競争することを確保し、及び互恵的通商協定の恩恵をうけるためアンチダンピング法、相殺関税法及びセーフガード法を含む合衆国の通商法の厳格な執行の能力の保護並びに不公正貿易、とりわけダンピング若しくは補助金についての国内及び国際的制裁、又は効果的な国内及び国際セーフガード規定を軽くさせる協定の廃棄

(B)　供給過剰、カルテル及び市場参入障壁を含むダンピング又は補助金がもたらす市場歪曲の特定及び矯正

⒅　国境税

国境税に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、内国税の国境調整に関する世界貿易機関のルールを歳入において間接税より直接税に重きをおいている国の不利な点を補償するように、再規定することを得ることとする。

⒆　繊維交渉

繊維及び衣類に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、合衆国市場において外国の輸出が得ているものと実質的に同等な合衆国の繊維及び衣類の輸出の外国市場における競争機会の獲得並びに繊維及び衣類の貿易におけるより公平で開かれた市場条件の達成とする。

⒇　商業連携

(A)　総則

環大西洋通商及び投資連携諸国間で締結が提案され、第103条⒝が適用されることになる協定に関し、商業連携についての合衆国の主要貿易交渉目標は、次のとおりとする。

⒤　直接又は間接的偏見その他の専ら米国とイスラエルの間の商業活動を妨げる可能性のある取引相手の行動を阻止。

(ⅱ)　政治的動機によるイスラエルに対するボイコット、没収及び処罰の防止及びイスラエルの商品、サービスその他の商取引に対する政治的非関税障壁の撤廃。

(ⅲ）イスラエルに対する国家支援の非公式外国将来のボイコット及び将来の貿易相手国によるイスラエルへのアラブ連盟のボイコットの遵守の排除を求めること。

(B)　定義

この項において「イスラエルに対するボイコット、没収及び処罰」とは、国家、国際連合の非加盟国、国際機関又は国際機関の下部機関による政治的動機により、かつ、イスラエル又はイスラエル若しくはその支配地域で事業を行う者を制裁又は

（21）良い統治、透明性、法制度の効果的な運用及び通商の相手の法の支配

合衆国の貿易相手のより開かれた民主的な社会を創生し、国際的に認められた人権の尊重を促進するためのより広範な努力の重要な部分である良い統治、透明性、法制度の効果的な運用及び通商の相手の法の支配の強化による通商上の約束及び義務の執行の確保に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、能力構築その他の適当な方法を通じて行うこととする。

⒞　能力構築及びその他の優先事項

合衆国のグローバル経済における競争を開始し、及び維持するため大統領は、次のことを行わなければならない。

⑴　関係する連邦機関の長に次のことを指示する。

(A)　 関税及び貿易円滑化、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害、知的所有権、労働並びに関するその国の法律に関する合衆国との通商協定における義務を遂行する能力の強化を行う

(B)　要請があった場合当該国への技術支援の供与

⑵　健全な科学に基づく環境及びヒトの健康の保護についての標準の開発及び執行のため、合衆国の貿易相手国の能力を強化するための通商協定加盟国相互の協議制度の確立の探求

⑶　多角的環境協定の検討の振興を継続し、当該協定の加盟国と通商措置を含む当該協定と1994年のガット第20条に基づく環境関連の例外との整合性に関する協議。

⑷　この編基づき交渉され又は交渉しようとする通商協定に関連して行れた能力構築活動に関する年次報告書の下院歳入委員会及び上院財政委員会に対する提出

第103条　通商協定権限

⒜　関税障壁に関する協定

⑴　総則

外国又は合衆国の現行の関税又はその他の輸入制限措置が、合衆国の外国貿易に対し、不当に負担を課し、又は制限しており、かつ、次の措置によってこの編の目的、政策、優先事項及び目標が促進されると判断する場合、大統領は、次のことを行うことができる。

(A)　外国又と次の時まで通商協定を締結すること。

⒤　2018年7月1日

(ⅱ)　通商権限手続が⒞に基づき延長された場合は、2021年7月1日

(B)　⑵及び⑶に基づき当該通商協定を実施するため、大統領が必要又は適当と認める次のことを布告すること。

⒤　現行関税の修正若しくは存続

(ⅱ)　現行関税の無税待遇若しくは内国消費税待遇の存続

(ⅲ)　追加的関税

2018年7月1日以後（⒞に基づき延長された場合は、2021年7月1日後）に締結された協定の実質的な変更又は実質的な条項の追加は、この甲に基づく承認の対象とはならない。

⑵　大統領は、この項に基づく協定を締結するために大統領の意向を議会に通知しなければならない。

⑶　制限

⑴に基づく布告は、次のことを行うことはできない。

(A)　この法律の制定の日に適用される関税率（当該制定の日において従価で５％以下のものを除く。）の50％未満となる引下げ

(B)　輸入センシティブ農産品についてウルグアイ・ラウンド協定又はその後継協定で適用可能な税率を下回る引下げ

(C)　上記の産品についてこの法律の制定の日に適用される関税率の引上げ

⑷　一括引下げ。段階引下げからの免除

(A)　一括引下げ

(B)に規定する場合を除き、⑴に基づき締結される通商協定に規定する産品の関税率の引下げは、いずれの引下げを行なう日においても次を超えて引下げてはならない。

⒤　従価3％又は当該産品に関して協定を実施するために⑴に基づき布告される最初の引下げが効力を発する時点での全引下げの10分の１のいずれか大きいもの。

(ⅱ)　当該最初の引下げの発効日の後、1年間の間隔で⒤に基づき適用可能な額と等しい引下げ

(B)　段階引下げからの免除

(A)に基づく段階引下げは、合衆国で生産されていない種類の産品について、⑴に基づき布告される関税の引下げに関しては要しないものとする。合衆国国際貿易委員会は、物品の性格がこのサブパラグラフに基づき段階引下げを免除されうるかについて大統領に助言するものとする。

⑸　まるめ

大統領が、⑶に基づく引下げの計算を簡素化すると認める場合、毎年の引下げを次のいずれかのもの未満の額と等しい額、丸めることができる。

(A)　このパラグラフを適用しない引下げとその下の整数との差

(B)　従価で0.5％

⑸　その他の制限

⑶の理由で布告できない関税の引下げは、当該引下げを承認する条項が第106条に基づく実施法案に含まれ、かつ、当該法案が法律となった場合のみ効力を発するものとする。

⑺　その他の関税改正

⑴(B)、⑶(A)、⑶(C)及び⑷から⑹に規定にかかわらず、ウルグアイ・ラウンド協定法第115条(19 U.S.C. 3524)の協議及びレイオーバー要件に従って、世界貿易機関のもとでの相互撤廃又は調和化の交渉において合意した場合、大統領は同法第2条⑸(19 U.S.C. 3501⑸)に規定する第20表に規定する税率及び段階引下げの税率の改正を布告することができる。

⑺　ウルグアイ・ラウンド協定法に基づく権限は影響を受けない

このサブセクションは。ウルグアイ・ラウンド協定法第111条⒝(19U.S.C. 3521⒝)に基づき大統領へ与えられた権限を制限するものではない。

⒝　関税及び非関税障壁に関する協定

⑴　通則

(A)　大統領が次のいずれかであると認定し、それによりこの編の目的、政策、優先事項及び目標が促進されると判断する場合(B)に規定する通商協定を（C）に規定する期間内に締結することができる。

⒤　外国若しくは合衆国の現行の関税若しくは国際貿易のその他の輸入制限措置又はその他の障壁若しくは制限が、合衆国の外国貿易に対し、不当に負担を課し、若しくは制限しており、又は合衆国経済に悪影響を与えている。

(ⅱ)　当該障壁又は制限の導入が当該負担、制限又は影響となるとみこまれる。

(B)　大統領は、(A)に基づき次のことを規定する通商協定を外国と締結することができる。

⒤　(A)に規定する関税、制限又はその他の障壁の引下げ又は撤廃

(ⅱ)　当該障壁又は制限の導入の禁止又は制限

(C)　 大統領は、このパラグラフに基づく通商協定を次の時まで締結することができる。

⒤　2018年7月1日

(ⅱ)　通商権限手続が⒞に基づき延長された場合は、2021年7月1日

2018年7月1日以後（⒞に基づき延長された場合は、2021年7月1日後）に締結された協定の実質的な変更又は実質的な条項の追加は、この甲に基づく承認の対象とはならない。

⑵　条件

通商協定は、第102条⒜及び⒝に規定する目標の充足を促進し、かつ大統領が第104条及び第105条に規定する条件を満たす場合のみ、このサブセクションに基づき締結することができる。

⑶　通商権限手続を満たす法案

(A)　1974年通商法第151条の規定（この編において「通商権限手続」という。）は、(B)に規定する条項を含む議会のそれぞれの院における法案について、同条が、その条に基づく実施法案に適用されるものと同様に適用する。このパラグラフが適用される法案を以下この編において「実施法案」という。

(B)　(A)に規定する条項とは次のものをいう。

⒤　このサブセクションに基づく通商協定及び当該通商協定を実施するために行政措置が提案される場合には、その行政措置の提案を承認する条項

(ⅱ)　当該通商協定を実施するために現行法の修正又は新たな法律による権限が必要とされる場合、当該通商協定を実施するために直接必要かつ適切な規定で、現行法の廃止若しくは修正又は新たな法律による権限の付与を行う条項。

⒞　議会の通商権限手続についての延長否認手続

⑴　総則

第106条⒝に規定する場合を除き、

(A)　通商権限手続は、⒝に基づく通商協定に関する実施法案で2018年7月1日前に提出されたものに適用する。

(B)　通商権限手続は、次の場合（及び次の場合にのみ）(⒝に基づく通商協定に関する実施法案につき、2018年6月30日後、2021年7月1日前まで延長させる。

⒤　大統領が、⑵に基づき当該延長を要請する。

(ⅱ)　議会のいずれの院も⑹に基づき2018年7月1日前に延長否認決議を採択しない。

⑵　大統領による議会への報告

大統領が⑴(B)に規定する実施法案につき通商権限手続を延長すべきとの意見である場合、大統領は2018年3月1日前に、当該延長の要請を含む書面による報告を次のものともに、議会へ送付しなければならない。

(A)　⒝に基づき交渉されている通商協定の記述及び当が協定を承認のために議会への送付についての予想表。

(B)　この編の目的、政策、優先事項及び目標の達成する交渉の進捗の記述及び当該進捗が交渉の継続を正当化する旨の声明

(C)　なぜ、当該延長が交渉の完結に必要な理由の声明。

⑶　議会へのその他の報告

(A)　諮問委員会による報告

大統領は、1974年通商法第135条(19U.S.C.2153)に基づき設立された貿易政策及び交渉に関する諮問委員会に⑵に基づく大統領の議会への報告の提出についての決定をすみやかに通知しなければならない。諮問委員会は、議会に対し現実的な限り速やかに、かつ、2018年５月1日前に、次の内容を含む書面による報告を提出しなければならない。

⒤　この編の目的、政策、優先事項及び目標を達成する交渉の進捗に関する見解。

(ⅱ)　⑵に基づき要請された延長を承認するか否認するかについての見解及び理由の声明

(B)　国際貿易委員会による報告

大統領は、合衆国国際貿易委員会に⑵に基づく大統領の議会への報告の提出についての決定をすみやかに通知しなければならない。国際貿易委員会は、議会に対し現実的な限りすみやかに、かつ、2018年５月1日前に、この法律の制定の日から大統領が⑵に基づき要請した延長を求めることを決定日までに実施されているすべての通商協定の経済への影響についての再調査及び分析を含む書面による報告を提出しなければならない。

⑷　報告の性格

議会へ対して⑵及び⑶に基づき送付された報告並びにこれらの報告の各部分は、大統領決定として分類される。

⑸　延長否認決議

(A)　⑴において、延長否認決議とは、議会のいずれかの院の決議で、その決議の決議条項の次に、「　　は、大統領の2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条⒞⑴(B)⒤に基づき同法に基づく通商権限手続を2018年6月30日後に同法第103条⒝に基づき締結された通商協定に関する実施法案についての延長の要請を、承認しない。（空白には決議する議会の院の名称を挿入する。」とあるものをいう。

(B)　延長否認決議は、

⒤　議会のいずれの院において当該院のいずれの議員でも提出することができる。

(ⅱ)　下院においては、歳入委員会及び付加的に規則委員会に付託される

(C)　1974年通商法第152条⒟及び⒠（19 U.S.C.2192、⒟ and ⒠)（下院及び上院におけるある種の決議の本会議審議）の規定は、延長否認決議について適用する。

(D)　次のことは議事規則上認められない。

⒤　歳入委員会及び付加的に規則委員会の報告なしに下院において否認決議を審議すること。

(ⅱ)　財政委員会の報告なしに上院において否認決議を審議すること。

(ⅲ)　いずれの院においても、2018年6月30日後に否認決議を審議すること

⒟　交渉の開始

合衆国の継続的経済成長に貢献するため、大統領が、交渉が実行可能で時期を得ており、合衆国に利益をもたらすと判断した場合、工業、製品及びサービス分野に悪影響を与える関税及び非関税障壁並びに現行の分野別協定の現在加盟国でない国への拡大についての交渉を開始するものとする。当該分野には農業、商業サービス、知的所有権、工業及び金融商品、政府調達、情報技術産品、環境技術及びサービス、医療機器及びサービス、民間航空機並びに建設機材が含まれる。当該行動において、大統領は第102条⒝に規定する貿易交渉目標を斟酌しなければならない。

第104条　議会による監督、協議及び情報へのアクセス

⒜　議会メンバーとの協議

⑴　交渉中の協議

この編に基づく交渉の過程において、合衆国通商代表は次のことを行わなければならない。

(A)　 交渉の目標、進行中の交渉の状況並びに通商協定の実施、その要求により議会に勧告され得る合衆国法律及びその執行の変更の性質に関係する議会のメンバーと会合する。

(B)　議会のメンバーの要請に応じ秘扱いを含む、交渉に関連する関連文書へのアクセスを提供すること。

(C）下院歳入委員会及び上院財政委員会と密接かつ適時に協議を行い、交渉に関する完全な通告を維持する。

(D）⒞に基づき招集される下院諮問グループ及び上院諮問グループ並びに交渉の結果としての通商協定によって影響を受ける可能性がある法律を所管する下院及び上院のすべての委員会と密接かつ適時に協議を行い、交渉に関する完全な通告を維持する。

(E)　農業貿易に関するいかなる交渉及び協定に関して、下院農業委員会及び上院農業食糧漁業委員会と密接かつ適時（合意の仮調印直前を含む）に協議を行い、交渉に関する完全な通告を維持する。

⑵　発効前の協議

通商協定の発効のための公文の交換前に、合衆国通商代表は、⑴に規定する議会のメンバー及び委員会と密接かつ適時に協議を行い、協定が効力を発する日において効力を有する協定の規定により交渉相手が取るべき措置に関する完全な通告を維持しなければならない。

⑶　議会との連携の強化

(A)　書面による指針

合衆国通商代表は、下院歳入委員会及び上院財政委員会の委員長及び少数党の上席の委員と協議のうえ、

⒤　この法律の制定の日から120日以内に、この編に基づく交渉に関して、⒝に基づき指定された議会の顧問との連携を含む、議会との連携強化についての書面による指針の作成しなければならない。

(ⅱ)　当該指針は必要な都度、改定できる。

(B)　指針の内容

(A)に基づき作成される指針には、次の手続きを経て、議会との連携を強化しなければならない。

⒤　交渉の目的、この編に基づき進行中の交渉の状況及び通商協定の実施又は通商協定に基づき要求され、改正を要し、若しくは推奨される合衆国法の改正又は当該法律の行政措置に関していかなる議員に対しても要請により時期を得た説明を行う。

(ⅱ)　議員及び適切な秘密扱い資格を有する議員の職員並びに適当な場合は、適切な秘密扱い資格を有する委員会の職員と交渉及び（機密情報を含む）交渉に関連する関連文書について、詳細かつ時期を得た情報の共有。

(C）周知

合衆国通商代表は、貿易交渉の影響を受ける法律を所轄するすべての連邦職員に (A)に基づき作成された指針を周知させなければならない。

⒝　指定された議会の顧問

⑴　指定

(A)　下院

各議会会期毎に、下院議長は、議員を歳入委員会の委員長及び少数党の上席の委員並びに議員の所属する委員会の委員長及び少数党の上席の委員と協議の後、貿易政策及び交渉の議会の顧問と指定することができる。

(B)　上院

各議会会期毎に、上院臨時議長は、議員を財政委員会の委員長及び少数党の上席の委員並びに議員の所属する委員会の委員長及び少数党の上席の委員と協議の後、貿易政策及び交渉の議会の顧問と指定することができる。

⑵　指定された議会顧問との協議

この編に基づく通商協定に関して、合衆国通商代表は、⑴の規定により指定された貿易政策及び交渉の議会の顧問と密接かつ適時（合意の仮調印直前を含む）に協議を行い、交渉に関する完全な通告を維持しなければならない。

⑶　信任

⑴の規定により議会の顧問として指定された議員は、通商協定に関する国際会議、協議及び交渉への合衆国の代表団への公式助言者として大統領に代わり、合衆国通商代表によって信任されなければならない。

⒞　議会交渉諮問団

⑴　総則

この法律の制定後60日以内に、及び各議会の召集の日から30日以内に下院の歳入委員会委員長は下院交渉諮問団を招集しなければならない、及び上院の財政委員会委員長は上院交渉諮問団（この項において下院と合わせて「議会諮問団」という。を招集しなければならない。

⑵　構成員及び機能

(A)　 下院交渉諮問団の構成員

各議会の会期において、下院交渉諮問団は下記の下院議員から構成される。

⒤　歳入委員会の委員長及び少数党の上席の委員並びに当該委員会の３名の委員（そのうち、同一政党に属する委員は２名を超えてはならない。）

(ⅱ)　下院規則委員会により、当該議会において処理されるこの編が適用される貿易協定交渉により影響を受けると思われ法制について管轄権を有する委員会の委員長及び少数党の上席の委員又はこれらが指名した者

(B)　上院交渉諮問団の構成員

各議会の会期において、上院交渉諮問団は下記の上院議員から構成される。

⒤　財政委員会の委員長及び少数党の上席の委員並びに当該委員会の３名の委員（そのうち、同一政党に属する委員は２名を超えてはならない。）

(ⅱ)　上院規則により、当該議会において処理されるこの編が適用される貿易協定交渉により影響を受けると思われ法制について管轄権を有する委員会の委員長及び少数党の上席の委員又はこれらが指名した者

(C)　信任

(A)⒤及び(B)⒤に規定する議会諮問団の各構成員は、合衆国通商代表により、大統領のために、この編が適用される通商協定の交渉の合衆国代表団の正式顧問として信任される。(A)(ii)及び(B)(ii)に規定する議会諮問団の各構成員は、合衆国通商代表により、大統領のために、当該議会諮問団の構成員となる理由の通商協定の交渉の合衆国代表団の正式顧問として信任される。

(D)　協議及び諮問

議会諮問団は、特定の目標、交渉の戦略及び立場、適用可能な通商協定の作成並びに通商協定に基づく約束の遵守及び執行に関して通商代表と協議し、及び助言を与えなければならない。

(E)　議長

下院交渉諮問団は下院歳入委員会の委員長が議長を行い、上院交渉諮問団は上院財政委員会の委員長が議長を行う。

(F)　他の委員会との協同

議会諮問団が代表する委員会の委員は、この編が適用される通商協定の交渉に関連する事項を所管する委員会から適切な議会諮問団の構成員へコメントを提出することができる。

⑶　指針

(A)　目的及び改正

合衆国通商代表は、下院歳入委員会及び上院財政委員会の委員長及び少数党の上席の委員と協議のうえ、

⒤　この法律制定の日から120日以内に、通商代表とこの条に基づく議会諮問団との有益で時期を得た情報交換を容易にする指針を作成しなければならない。

(ii)　当該指針は必要な都度、改定できる。

(B)　内容

(A)に基づき作成される指針には、他に次の事項を含めなければならない。

⒤　議会諮問団への、交渉目標及び交渉が最終段階にはいったと議会諮問団が認めた後に現実的な限りすみやかな時に始まるより頻繁な適用可能な交渉についての状態に関する定期的な詳細な情報提供。

(ii)　 議会諮問団の構成員及び適切な秘密扱い資格を有する職員が秘密情報を含む交渉に関係する文書を入手すること。

(iii)　通商代表とこの条に基づく議会諮問団との交渉上の立場を含む交渉の重大な局面における緊密で実用的な協力。

(iv)　適用可能な通商協定の成立後、当該通商協定に基づく交渉された約束の遵守及び執行に関する協議。

⒱　第105条⒟⑶に基づき要求される報告の提出についての時間的枠組み

⑷　会談の要求。

いずれかの議会諮問団の多数の要求により、大統領は、通商協定に関する交渉を開始又は交渉に関するその他の時点の前に議会諮問団と会談しなければならない。

⒟　市民との協議

合衆国通商代表は、下院歳入委員会及び上院財政委員会の委員長及び少数党の上席の委員と協議のうえ、

(A)　この法律の制定の日から120日以内に、この編に基づく交渉に関する情報への市民のアクセスについての書面による指針を作成しなければならない。

(B)　当該指針は必要な都度、改定できる。

⑵　目的

⑴に基づき作成される指針は、次のことを行う。

(A）透明性の促進

(B）市民参加の奨励

(C）交渉過程での共同の推

⑶　内容

⑴に基づき作成される指針には、次の事項に冠する手続きを含まなければならない。

(A）市民が容易に発見し利用できる形態での速やかな情報開示の提供

(B）連邦官報でのコメント募集及び他の手段による市民への頻繁な機会の提供。

⑷　周知

合衆国通商代表は、貿易交渉の影響を受ける法律を所轄するすべての連邦職員に⑴に基づき作成された指針を周知させなければならない。

⒠　助言委員会との協議

⑴　助言委員会との約束の指針

合衆国通商代表は、下院歳入委員会及び上院財政委員会の委員長及び少数党の上席の委員と協議のうえ、

(A)　この法律の制定の日から120日以内に、この編に基づく交渉に関する1974年通商法第135条(19U.S.C.2153)に基づき設立された貿易政策及び交渉に関する諮問委員会との協同の確保についての書面による指針を作成しなければならない。

(B)　当該指針は必要な都度、改定できる。

⑵　目的

⑴に基づき作成される指針には、次の手続きを経て、議会との連携を強化しなければならない。

(A)　諮問委員会への時期を得た説明及びこれらの委員会により代表する分野又は機能領域に関連する交渉過程に意見を述べる定期的な機会

(B)　委員及び当該委員が適当と認めるその代理人に対し適切な安全上の措置ののち、これらの委員が代表する分野又は機能領域に関連する交渉及び（機密情報を含む）交渉に関連する関連文書について、詳細かつ時期を得た情報の共有。

⑶　周知

合衆国通商代表は、貿易交渉の影響を受ける法律を所轄するすべての連邦職員に⑴に基づき作成された指針を周知させなければならない。

⒡　合衆国通商代表部に首席透明性官の職の設置

1974年通商法第141条⒝(19U.S.C.2153⒝)を次のように改める。

⑴　⑶を⑷とする。

⑵　⑵の後に次のように加える。

⑶　代表部に首席透明性官1名を置く。首席透明性官は透明性政策についての議会との協議、通商交渉における透明性の確保、市民への支援並びに透明性政策に関して合衆国通商代表に助言する。

第105条　通知、協議及び報告

⒜　交渉前の通知、協議及び報告

⑴　通知

大統領は、第103条⒝の規定にしたがう通商協定に関して次のことを行わなければならない。

(A)　ある国について、交渉開始の少なくとも90日前に、当該交渉を開始することの大統領の意図、大統領が意図する当該交渉の開始の日、当該交渉につき特定した合衆国の目標及び大統領が協定を求めるか現行の協定の改定を変更するかについて、議会へ書面での通知。

(B)　当該通知の前及び後において下院歳入委員会及び上院財政委員会、大統領が適当であると判断した下院及び上院の委員会並びに第104条⒞に基づき招集された下院交渉諮問団及び上院交渉諮問団との協議。

(C)　 第104条⒞に基づき招集された下院交渉諮問団及び上院交渉諮問団のいずれかの構成員の多数による要請により、当該交渉の開始又は交渉に関するその他の時点の前に、要請を行った議会監視交渉諮問団と会談する。

(D)　下院歳入委員会及び上院財政委員会の委員長と協議の後、ある国について、交渉開始の少なくとも30日前に、合衆国通商代表部のインターネットウェッブサイトに、当該交渉に関する交渉に関する特定の目的の詳細かつ包括的な概要並びに交渉が成功した場合に、協定がそれらの目的及び合衆国の利益をいかに向上させるかの記述を一般が閲覧可能に掲載し、及び定期的に改訂する。

⑵　農業に関する交渉

(A) 調査及び調査後の協議

第102条⒝⑶(B)に規定する事項又はそれに直接関係する事項につきある国との交渉を開始し、又は継続する前に、大統領は、次のことを行わなければならない。

⒤　ウルグアイ・ラウンド協定において譲許した農産品の合衆国の関税率が、当該国の譲許した関税率より低いかどうかの調査。

(ii)　更に大統領は全世界を通じて譲許及び実効の関税率水準が合衆国の関税より高いか否か、及び交渉が当該不均衡に向けられる機会があるかないかを考慮。

(iii) 下院の歳入委員会及び農業委員会並びに上院の財政委員会及び農業、食糧及び林業委員会と当該調査の結果について合衆国が更に関税の引下げを合意するのが適当か否か、及びいかにすべての交渉目標を充足させるかについての協議。

(B)　輸入センシティブ産品についての特別協議

⒤　農業に関し、第107条⒜⑵及⑶に規定する協定の交渉を開始する前に、この法律の制定後現実的な限りすみやかに合衆国通商代表は、

(I）この法律の制定の日において関税割当の対象となっている農業産品及びウルグアイ・ラウンド協定により合衆国にとって1995年1月1日の引下げが1994年12月31日に適用されていた関税率の97.5%以下となっていない関税引下げである農業産品を特定する。

(Ⅱ)　下院の歳入委員会及び農業委員会並びに上院の財政委員会及び農業、食糧及び林業委員会と次のことを協議する。

（aa）　(I）に基づき特定した産品の更なる関税引下げが、当該関税引下げが関係する産品を生産する合衆国の産業への影響を考慮して適当か否か。

(bb)　当該産品が、ウルグアイ・ラウンド協定で禁止された科学的根拠に基づかないものを含む、特定された不正な衛生又は植物検疫を受けているかいないか

(cc)　当該交渉の参加国が輸出補助金又はその他の当該産品の世界貿易を湾曲する計画、政策若しくは習慣を維持しているかないか及び当該計画、政策又は習慣の当該産品の合衆国の生産への影響

(Ⅲ)　当該関税引下げの関係する産品を生産する合衆国産業及び合衆国経済全体に対して予想される影響の調査を国際貿易委員会に要請する。

(IV)　 (I）、(Ⅱ)及び(Ⅲ)が充足された後、下院の歳入委員会及び農業委員会並びに上院の財政委員会及び農業、食糧及び林業委員会に、(I）に基づき特定された産品で、通商代表が当該交渉においてより関税引下げを促進する意図のあるもの及び当該関税引下げを促進する理由を通知する。

(ii)　 ⒤に規定する協議が開始された後、

(I）　通商代表が、関税引下げについて追加的に⒤(I）に規定する農産品で⒤(IV）に基づく通報の対象でないものを特定し、又は

(Ⅱ)　追加的に⒤(I）に規定する農産品が当該交渉の参加国により関税引下げの要請の対象となった場合、

通商代表は、⒤(IV）に規定する委員会に対し現実的な限りすみやかに当該品目及び当該関税引下げの推進の理由を通知しなければならない。

⑶　水産物に対する交渉

水産物貿易又はそれに直接関係する事項につきある国との交渉を開始し、又は継続する前に、大統領は、下院の歳入委員会及び天然資源委員会並びに上院の財政委員会及び商業、科学及び運輸委員会と協議し、交渉を通知された委員会と時事、時期を得た間隔で協議を維持しなければならない。

⑷　繊維に関する交渉

繊維及び衣料品に直接関係する事項につきある国との交渉を開始し、又は継続する前に、大統領は、次のことを行わなければならない。

(A)　ウルグアイ・ラウンド協定において譲許した繊維及び衣料品の合衆国の関税率が、当該国の譲許した関税率より低いかどうか、及び交渉が当該不均衡に向けられる機会があるかないかの調査

(B)　下院の歳入委員会及び上院の財政委員会と当該調査の結果について合衆国が更に関税の引下げを合意するのが適当かの協議。

⑸　現存の国際的貿易及び投資に関する協定の遵守

特定の国との交渉に入るかどうかを決定する際、大統領は当該国がＷＴＯ協定に基づくものを含む国際的貿易及び投資に関する協定における合衆国に対する約束の実施及び実施の加速の状況を考慮しなければならない。

⒝　協定締結前の議会との協議

⑴　協議

第103条⒝に基づく通商協定を締結する前に大統領は次のものと協議しなければならない。

(A)　下院の歳入委員会及び上院の財政委員会

(B)　その他の上院若しくは下院の委員会若しくは議会の合同委員会で当該貿易協定の影響を受ける事項に関する法制を所管するもの

(C)　 第104条⒞に基づき招集された下院交渉諮問団及び上院交渉諮問団

⑵　範囲

⑴に規定する協議には、次のことに関する協議が含まれる。

(A)　協定の性質

(B)　協定が如何に及びどの範囲までこの編の目的、政策、優先事項及び目標を達成するか

(C)　協定の現行への一般的効果を含む第106条に基づく協定の実施

⑶　合衆国の通商救済法に関する報告

(A)　ある種の通商法の変更

大統領は、第103条⒝に基づき通商協定を締結しようとする180日以上前に、下院の歳入委員会及び上院の財政委員会に次のことを報告しなければならない。

⒤　当該交渉において協定に関しては提案の達成が最終の協定となり、及び1930年関税法第7編(19 U.S.C. 1671以下)又は1974年通商法第2編第1章(19 U.S.C. 2251以下)の改正を要請する範囲

(ⅱ)　第102条⒝⒃に規定する目標に如何に提案が関係しているか。

(B)　決議

⒤　(A)に基づく報告の送付後、議会のいずれかの院に当該報告に関して決議が提案された場合、次の場合(ⅲ)から(vii)までに規定する手続が適用される。

(Ⅰ)　当該報告に関してこれらの手続により議会のそれぞれの院において下院の歳入委員会又は上院の財政委員会から他の決議が報告されていない。

(Ⅱ)　(A)に基づく報告にかかる交渉で締結された通商協定に関して第106条⒝に基づく手続否認決議が議会のそれぞれの院において下院の歳入委員会又は上院の財政委員会から他の決議が報告されていない

(ⅱ)　このサブパラグラフにおいて、「決議」とは議会のいずれかの院の決議で、その決議の決議条項の次に、「　　は、2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第105条⒝⑶に基づき大統領により　　に議会へ送付された報告に含まれる　　に関する合衆国の通商救済法の変更は、同法第102条⒝⒃に規定する交渉目標と合致しない。（最初の空白には決議する議会の院の名称を、２番目の空白には報告についての適当な日付を、３番目の空白には国の名称を、挿入する。」とあるものをいう。

(ⅲ)　下院における決議案は、

(Ⅰ)　いずれの議員でも提出することができる。

(ⅱ)　歳入委員会及び付加的に規則委員会に付託される。

(Ⅲ)　いずれの委員会においても修正することができない。

(ⅳ)　上院における決議案は、

(Ⅰ)　いずれの議員でも提出することができる。

(ⅱ)　財政委員会に付託される。

(Ⅲ)　修正することができない。

⒱　歳入委員会及び付加的に規則委員会の報告なしに決議を審議することは下院において議事規則上認められない。

(vi)　財政委員会の報告なしに決議を審議することは上院において議事規則上認められない。

(vii)　1974年通商法第152条（19 U.S.C.2192)⒟及び⒠（下院及び上院におけるある種の決議の本会議審議）の規定は、決議について適用する。

⑷　諮問委員会による報告

第103条⒜又は⒝に基づき締結される通商協定に関し、1974年通商法第135条⒠⑴（19 U.S.C.2155⒠⑴)に基づき要求される報告は、大統領が第103条⒜⑵又は第106条⒜⑴(A)に基づき大統領の協定締結の意図を議会へ通知した日から30日以内に大統領、議会及び通商代表に提供されるものとする。

⒞　国際貿易委員会の助力

⑴　委員会への情報提供

大統領は、第103条⒝に基づき通商協定を締結する少なくとも90日前に国際貿易委員会（この条において「委員会」という。）に対し、その時点現在での協定の細目を提供し、委員会に対し⑵に規定する評価を作成し提出することを要請しなければならない。このパラグラフに基づき大統領が要請を行なう時と委員会が評価を提出する間、大統領は協定の細目に関して委員会が現在のものを有するようにしなければならない。

⑵　助力

大統領が協定を締結した後、105日以内に、委員会は大統領及び議会へ対して、第103条⒝に基づく通商協定の国内総生産、輸出入、総雇用及び雇用機会、協定によって重大な影響を受けることが予想される産業の生産、雇用及び産業の競争上の地位への影響並び荷合衆国消費者の利益含む、協定の全産業分野及び特定の産業分野についての合衆国経済への予想される影響について評価した報告を提出しなければならない。

⑶　経験的文献の見直し

⑵に基づく評価の作成において、委員会は、提案された協定の実質的同等に関する文献を含む協定に関する可能な経済評価の見直しを行ない、並びに、その評価のなかに使用した分析及び当該文献に記載された結論、コンセンサスの範囲の議論並びに委員会の協定に関するものを含む、異なった分析及び結論の間の差異についての記述を含めなければならない。

⑷　一般への公開

大統領は⑵に基づく評価を一般に公開しなければならない。

⒟　協定に関する委員会への報告の提出

⑴　環境の関する調査及び報告

大統領は次のことを行わなければならない。

(A)　1999年11月16日付け大統領行政命令第13141号（連邦官報第64巻63169ページ）及びその関連する解説に従い将来の貿易及び投資に協定の環境評価を行う。

(B)　第106条⒜⑴(E)に基づき大統領が議会に協定の最終的法定文書の写しを送付するとき、当該評価並びに第102条⒞に基づく協議制度の内容及び運用に関する報告を下院歳入委員会及び上院財政委員会に送付する。

⑵　雇用への影響調査及び報告

大統領は次のことを行わなければならない。

(A)　大統領行政命令第13141号をモデルにした労働市場を含む米国の雇用に関する将来の合衆国の通商協定の影響検討手順と基準を確立する上で適切な程度まで将来の貿易協定への環境調査を行う。

(B)　第106条⒜⑴(E)に基づき大統領が議会に協定の最終的法定文書の写しを送付する都度、当該評価並を下院歳入委員会及び上院財政委員会に送付する。

⑶　労働者の権利についての報告

大統領は下院歳入委員会及び上院財政委員会に第104条⒞⑶(B)⒱に規定す行程表により次のものを送付しなければならない。

(A)　大統領が交渉した結果、当該国の有意義な労働者の権利についての報告。

(B)　合衆国の労働法及び労働慣行への変更を必要とする規定の説明。

⑷　公表

大統領はこの項に基づく報告を公表しなければならない。

⒠　実施及び執行計画

⑴　一般

第106条⒜⑴(E)に基づき大統領が議会に協定の最終的法定文書の写しを送付するとき、大統領は併せて協定の実施及び執行計画を送付しなければならない。

⑵　要素

⑴に基づく協定の実施及び執行計画には次のものを含まなければならない。

(A)　国境での職員要求

追加的な税関及び植物防疫検査官の表を含む、国境の通関地点における追加的職員の詳細

(B)　職員要求

合衆国通商代表部、商務省、農務省（合衆国の輸出に関して市場参入のための衛生植物検疫措置に必要な追加的要員を含む）、国土保安省、財務省及びその他の必要な要員を含む、通商協定の監視及び実施に責任を有する追加的連邦職員の詳細。

(C)　税関の設備要求

合衆国税関国境保護局必要とする追加的機器及び設備の詳細

(D)　州政府及び地方自治体への影響

貿易拡大の結果として通商協定が州政府及び地方自治体へ与える影響の詳細

(E)　費用解析

(A)から(D)に規定する各項目毎に関連する費用の解析

⑶　予算提出

大統領は計画の提出後、合衆国法典第31編第1005条⒜に基づき議会に送付する最初の予算案に⑴により要求される計画を行うのに必要な財源の要求を含めなければならない。

⑷　公表

大統領はこの項に基づく計画を公表しなければならない。

⒡　その他の報告

⑴　制裁の報告

この編が適用される通商協定により許容された制裁又は救済を合衆国が実施した後、遅くとも1年以内に、大統領は、下院歳入委員会及び上院財政委員会に通商協定に基づく合衆国の権利の確保において合衆国法に基づき適用された制裁及び救済の効果についての報告を提出しなければならない。

⑵　通商促進権限の効果の報告

この法律の制定の日の後、遅くとも1年以内に、及びその後5年以内に、国際貿易委員会は、下院歳入委員会及び上院財政委員会に対し、1984年1月1日以降の通商促進権限の手続に基づき議会が実施法を制定している、すべての通商協定の合衆国の経済的効果に関する報告書を提出しなければならない。

⑶　執行に関する協議及び報告

(A)　合衆国通商代表は、見直し又は通商協定に基づく労働及び環境に関するものを含む義務に関して執行措置をとることの請求を受理した後、協議しなければならない。当該協議において、合衆国通商代表は、通商代表は、このような行動の基礎及び関連する法律上の義務の適用を含め、問題を記述しなければならない。

(B)　1974年通商法（19 U.S.C. 2213）第163に基づき要求される報告の一部として、大統領は合衆国が当事者であるに通商協定に基づく執行措置について議会に毎年報告しなければならない。通商協定に関する執行事項について、連邦政府機関が発行した公開報告書についても同様とする。

⒠　議員による追加的報告

下院議員は、下院歳入委員会へ、上院議員は上院財政委員会へ、提案されている通商協定に関する問題についての議員の見解を提出できる、関係する委員会は検討のため当該見解を受理しなければならない。

第106条　通商協定の実施

⒜　総則

⑴　通報及び提出

第103条⒝に基づき締結された通商協定は、合衆国に関して次の場合に（かつその場合にのみ）効力を発する。

(A)　大統領が、当該通商協定を締結する日の少なくとも90日以前に、協定締結の大統領の意図を下院及び上院へ通知し、かつ、その後地帯なく当該意図を連邦官報その後速やかに連邦官報にその意図を公告する。

(B)　大統領は、当該通商協定を締結する日の少なくとも60日以前に、合衆国通商代表部のウェッブサイトで協定文を公表しなければならない。

(C)　協定締結後、60日以内に、大統領が協定を遵守するために要請すべきと認める現行法の変更の記述を大統領が議会に送付する。

(D)　大統領は、(E)に基づく事項を議会へ送付する少なくとも30日以前に、次のものを送付しなければならない。

⒤　当該協定を実施するために提案する行政措置案の草案

(ⅱ) 協定の最終法的文書

(E)　協定の締結後、同一日に大統領が会期中の議会の両院に、協定の最終法的文書の写しを次のものとともに提出する。

⒤　第103条⒝⑶に規定する実施法案の草案

(ⅱ)　当該協定を実施するために提案する行政措置案

(ⅲ)　⑵(A)に規定する支持情報

(F)　実施法案が法律として制定されること。

(G)　大統領はある国について協定が発効する少なくとも30日以前に、当該国が協定の発効する日において協定の規定を満足するに必要な措置をとったことについての書面による通知を議会へ送付しなければならない。

⑵　支持情報

(A)　一般

⑴(E)(ⅲ)に規定する支持情報は次のもので構成される。

⒤　当該実施法案及び行政措置案が現行法にどのような変更を与え、あるいは影響を与えるかに関する説明書

(ⅱ)　次のものに関する意見書

(I)　協定が、この編の目的、政策、優先事項及び目標の達成を進捗させたかについての表明

(Ⅱ)　次のことに関する大統領の理由

(aa)　協定が、どのように、かつ、何を(I)に規定する目的、政策、優先事項及び目標の達成を進捗させたか

(bb)　当該協定が、以前交渉された協定の条項を変更したか及びその程度

(cc)　当該協定が合衆国の通商上の利益に奉仕する程度

(dd)　実施法案が、第102条⒝⑶に規定する標準をどのように合致したか。

(B)　公表

大統領は(A)に規定する支持情報公表しなければならない。

⑶　相互的利益

第103条⒝に基づき締結される通商協定の加盟国でない外国が、当該協定に基づく義務に同様に従っている場合を除き、協定の利益を受けないために、当該協定に関して提出される実施法案は、当該協定の条件に合致する場合、協定の利益及び義務は協定の加盟国にのみ適用されることを規定するものとする。実施法案は、当該協定の条件に合致する場合、当該通商協定に関し、協定上の利益と義務が協定の全当事国に一律に適用されないことを規定することができる。

⑷　約束の開示

外国政府との協定その他の約束（口頭であるか文書であるかを問わない。）であって、

(A)　議会が制定する通商権限手続に基づく実施法案に関する通商協定に関係し、かつ、

(B)　当該協定に関する実施法案が、議会の両院に提出される前に議会に対して開示されないものは、

議会により承認された協定の一部であるとみな去れず、かつ、合衆国法又は紛争解決機関においていかなる効力も効果も有しないものとする。

⒝　通商権限手続の制限

⑴　通報又は協議の欠如

(A)　総則

通商権限手続は、第103条⒝に基づき締結される通商協定に関して提出された実施法案について、当該協定に関する通報又は協議の欠如のために、議会のひとつの院が手続否認決議を採択した日から60日以内に、他の院が別に当該協定に関する実施法案についての手続否認決議を採択した場合、適用しない。

(B)　手続否認決議

⒤　この項において、「手続否認決議」とは、議会のいずれかの院の決議で、その決議の決議条項の次に、「大統領は、　　に関する交渉において2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法に基づき通報又は協議することを怠り、又は拒否した。故に同法に基づく通商権限手続は、当該通商協定に関して提出された実施法案について、適用しない。（空白には大統領が通報又は協議することを怠り、又は拒否した認める通商協定の明細を挿入する。）」とあるものをいう。

(ⅱ)　⒤、⑶(C)及び⑷(C)において次の場合、大統領は、交渉において「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法に従って通報又は協議することを怠り、又は拒否した」ことする。

(I)　当該交渉又は協定に関して第104条、第105条又はこの条に基づく協議を怠り、又は拒否した

(Ⅱ)　当該交渉又は協定に関して第104条に基づく指針が作成されず、又は満たされない。

(Ⅲ)　大統領が当該交渉又は協定に関して第104条⒞に基づく要請に応じて下院諮問団又は上院諮問団と会談しない。

(Ⅳ)　協定が、この編に規定する目的、政策、優先事項及び目標の達成を進捗させていない。

⑵　決議の審議手続

(A)　手続否認決議

⒤　下院における決議案は、

(Ⅰ)　いずれの議員でも提出することができる。

(ⅱ)　歳入委員会及び付加的に規則委員会に付託される。

(Ⅲ)　いずれの委員会においても修正することができない。

(ⅱ)　上院における決議案は、

(Ⅰ)　いずれの議員でも提出することができる。

(ⅱ)　財政委員会に付託される。

(Ⅲ)　修正することができない。

(B)　1974年通商法第152条（19 U.S.C.2192)⒟及び⒠（下院及び上院におけるある種の決議の本会議審議）の規定は、該通商協定に関して議会の院において歳入委員会又は財政委員会から他の決議が報告されておらず、かつ、当該通商協定に関して第105条⒝⑶(B)(ii)に規定する決議が同条の(ⅲ)から(vii)までに規定する手続に従って、議会の院において歳入委員会又は財政委員会から報告されておらず基づく手続否認決議が議会のそれぞれの院において下院の歳入委員会又は上院の財政委員会から他の決議が報告されていない場合、当該通商協定に関して提出された手続否認決議について適用する。

(C)　歳入委員会及び付加的に規則委員会の報告なしに決議を審議することは下院において議事規則上認められない。

(D)　財政委員会の報告なしに決議を審議することは上院において議事規則上認められない。

⑶　上院における通商権限手続除外に関する協議及び遵守決議

(A)　決議の報告

上院財政委員会が、第103条⒝に基づき締結された通商協定に関して提出された実施法案について報告するかしないかに際し、肯定的報告に失敗した場合、委員会は(C)に規定する決議を報告しなければならない。

(B)　通商権限手続の適用可能性

通商権限手続は、上院において(A)に規定する通商協定に関して提出された実施法案について、財政委員会は(C)に規定する決議を報告し、当該決議が上院で議決された場合、適用しない。

(C)　決議

このサブパラグラフに規定する決議は、財政委員会提出の上院の決議で、その決議の決議条項の次に、「大統領は、　　に関する交渉において2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法に基づき通報又は協議することを怠り、又は拒否した。故に同法に基づく通商権限手続は、当該通商協定に関して提出された実施法案について、上院においては適用しない。（空白には(A)に規定する通商協定の明細を挿入する。）」とあるものをいう。

(D)　手続

上院が(C)に規定する決議の討論打切り動議を可決しない場合、決議は財政委員会に付託される。

⑷　下院における協議及び遵守決議の審議

(A)　決議の報告の要件

下院歳入委員会は、次のいずれでもある場合 (B)に規定する協議及び遵守決議を審議しなければならない。

⒤　下院歳入委員会が、第103条⒝に基づき提出された通商協定の実施法案について、肯定的勧告以外を行う。

(ⅱ)　肯定的勧告以外を含む報告がされた日の次の議会日に、下院議員が協議及び遵守決議を提出する。

(B)　適格決議の委員会審議

⒤　決議案が提出されて4議会日以内に歳入委員会は、(A)に規定する要件について決議案を審議しなければならない。

(ⅱ)　一の当該決議案が歳入委員会で審議された後は、このサブパラフの規定は他の決議案には適用しない、

(iii)　歳入委員会がその提出後６議会日以内に決議について報告しない場合、委員会は当該決議について更なる審議は行わない。

 (C)　 協議及び遵守決議の定義

協議及び遵守決議は、

⒤　下院の決議で、その決議の決議条項の次に、「大統領は、　　に関する交渉において2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法に基づき通報又は協議することを怠り、又は拒否した。故に同法に基づく通商権限手続は、当該通商協定に関して提出された実施法案について、上院においては適用しない。（空白には(A)に規定する通商協定の明細を挿入する。）」とあるものをいう。

(ⅱ)　歳入委員会へ付託される。

 (D)　手続

通商権限手続は、下院において協議及び遵守決議の対象となった通商協定に関して提出された実施法案について、当該決議が下院で議決された場合、適用しない。

⑸　その他の要件充足の不履行

2015年12月15日までに、商務長官は、国務長官、財務長官、司法長官及び合衆国通商代表と協議のうえ、第102条⒝⒂(C)に規定する世界貿易機関の紛争解決委員会及び上級委員会が合衆国の義務及び制限を増加させているかないかに関する議会の関心に対応する行政府の戦略を明らかにする報告を議会に送付しなければならない。通商権限手続は、商務長官がこの項に規定する期限までに当該報告を発しない限り、世界貿易機関の主催のもとで交渉された通商協定に関する実施法案について、適用しない。

⑹　2000年人身売買被害者保護法を遵守しない国との協定に関する手続きの制限

(A)　一般

通商権限手続きは、第103条⒝に基づき締結された通商協定に関して議会に提出された実施法案で、人身売買の排除のための最低基準が適用可能で当該政府が完全に遵守せず、かつ、遵守のための多大な努力を行っていない国（通常「ティア3 国」とされるもの）として、2000年人身売買被害者保護法第110条⒝⑴（22 U.S.C. 7107⒝⑴）に基づき提出される人身売買に関する直近の年次報告で認定されている国に関するものには適用しない。

(B)　人身売買の排除のための最低基準

この項において「人身売買の排除のための最低基準」とは、2000年人身売買被害者保護法第108条（22 U.S.C. 7106）に規定する基準をいう。

⒞　下院及び上院の規則

この条の⒝、第103条⒞及び第105条⒝⑶は、議会により、

⑴　下院及び上院のそれぞれの規則制定権の行使として制定され、従って、両院それぞれの規則の一部とみなされ、それと矛盾する範囲で、他の規則を廃止する。

⑵　議院の他の規則の場合と同じ方法で、かつ同程度に、いかなるときでも規則（その院の手続に関するかぎり）を変更する各議院の憲法上の権利を完全に確認して制定される。

第107条　すでに開始された交渉にかかる一定の通商協定の取扱い

⒜　一定の協定

第105条⒜に規定する交渉前の通報及び協議にかかわらず、第103条⒝が適用される協定が次のいずれかである場合で、かつ、この法律制定の日前に開始された交渉の結果である場合、⒝が適用される。

⑴　世界貿易機関の主催のもとに締結される協定

⑵　この法律の制定の日において第105条⒜⑴(A)を充足する通知により環太平洋諸国との間に締結される協定

⑶　欧州連合との間に締結される協定

⑷　この法律の制定の日において第105条⒜⑴(A)を充足する通知によりＷＴＯ加盟国間での環境物品に関する協定

⒝　協定の取扱い

⒜が適用される協定の場合、実施法案への通商権限手続の適用可能性は、第105条⒜（交渉開始前通報）の要件なしに決定されるものとし、第106条⒝⑴(C)、⑶(C)又は⑷(C)に基づく決議は、大統領は、この法律制定の後、現実的な限りすみやかに、次の第ことを行った場合（及びその場合に限り）105条⒜の規定の遵守の怠慢又は拒否をもととすることはできない。

⑴　⒜に規定する交渉、当該交渉につき特定した合衆国の目標及び大統領が協定を求めるか現行の協定の改定を変更するかについての議会へ通知

⑵　当該通知の前及び後において第105条⒜⑴(B)に規定する委員会及び第104条⒞に基づき招集された下院及び上院諮問団との協議

第108条　主権

⒜　矛盾する場合の合衆国法の優位

第103条⒝に基づき締結された通商協定の条項又は当該条項の特定に人若しくは状況への適用が合衆国法、合衆国の州法又は地方自治体の法規と矛盾する場合、効力を有しない。

⒝　合衆国法の改正又は修正

いかなる第103条⒝に基づき締結された通商協定の条項も、合衆国法、合衆国の州法又は地方自治体の法規に対し合衆国法、合衆国の州法又は地方自治体の法規の改正又は修正をさせるものではない。

⒞　第103条⒝に基づき締結された通商協定の規定の基づく紛争解決小委員会の報告(事実認定及び勧告を含む)は、合衆国法、合衆国政府又は合衆国の州若しくは地方自治体の法規に拘束力をもたない。

第109条　中小企業の利益

⒜　議会の意向

次のことは議会の意向である。

⑴　合衆国通商代表が、貿易交渉過程における中小企業の参加を促進すべきある。

⑵　合衆国通商代表部における機能は、中小企業担当とする合衆国通商代表補のもとに継続して行うべきである。

⒝　中小企業の利益の考慮

中小企業、市場アクセス及び産業競争力担当合衆国通商代表補は、中小企業の利益の確保及び第102条⒜⑻に規定する事項に従ってすべての通商交渉において中小企業の利益が考慮されることに責任を有する。

第110条　適応改正及び一定の規定の適用

⒜　一般

⑴　国際貿易委員会からの助言

1974年通商法第131条（19 U.S.C. 2151）を次のように改める。

(A)　⒜中

⒤　⑴中「2002年超党派貿易促進権限法第2103条⒜又は⒝」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条⒜又は⒝」を加える。

(ii)　⑵中「2002年超党派貿易促進権限法第2103条⒝」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条⒝」を加える。

(B)　⒝中「2002年超党派貿易促進権限法第2103条⒜⑶(A)」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条⒜⑶(A)」を加える。

(C) ⒞中「2002年超党派貿易促進権限法第2103条」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条⒜」を加える。

⑵　聴聞

1974年通商法第132条（19 U.S.C. 2152）中「2002年超党派貿易促進権限法第2103条」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条⒜」を加える。⑶

⑶　公聴会

1974年通商法第133条⒜（19 U.S.C. 2153⒜）中「2002年超党派貿易促進権限法第2103条」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条」を加える。⑶

⑷　オファー提出の前提条件

1974年通商法第134条（19 U.S.C. 2154）中「2002年超党派貿易促進権限法第2103条」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条」を加える。

⑸　民間及び公的部門からの情報及び助言

1974年通商法第135条（19 U.S.C. 2155）を次のように改める。

(A)　⒜⑴(A)中「2002年超党派貿易促進権限法第2103条」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条」を加える。

(B)　⒠中

⒤　⑴中

(I)　「2002年超党派貿易促進権限法第2103条」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条」を加える。

(II)　「2002年超党派貿易促進法第2105条⒜⑴(A)に基づく大統領の協定締結の意思の通知前」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第106条⒜⑴(A)に基づく大統領の協定締結の意思の通知の少なくとも30日前」を加える。

(ii)　⑵中「2002年超党派貿易促進権限法第2102条」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第102条」を加える。

⑹　実施法案に関する手続

1974年通商法第135条（19 U.S.C. 2155）を次のように改める。

(A)　⒝⑴中(A) 、「2002年超党派貿易促進権限法第2105条⒜⑴」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第106条⒜⑴」を加える。

(B)　⒞⑴中、「2002年超党派貿易促進権限法第2105条⒜⑴」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第106条⒜⑴」を加える。

⑺　協定の議会への送付

1974年通商法第162条⒜（19 U.S.C. 2212⒜）中「2002年超党派貿易促進権限法第2103条」を削り「2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条」を加える。

⒝　一定の規定の適用

1974年通商法、第125条、第126条及び第127条（19 U.S.C. 2135, 2136 and 2137）の適用において、

⑴　第103条に基づき締結された通商協定は、1974年通商法第101条又は第102条（19 U.S.C. 2111 or 2112）に基づき締結された通商協定とみなす。

⑵　第103条に基づき締結された通商協定に基づく布告又は行政命令は、1974年通商法第102条（19 U.S.C. 2112）に基づき締結された通商協定に基づく布告又は行政命令とみなす

第2113条　定義

この編の適用において、

⑴　農業協定

「農業協定」とは、ウルグアイ・ラウンド協定法第101条⒟⑵（19 U.S.C. 3511⒟⑵）に規定する協定をいう。

⑵　セーフガード協定

「セーフガード協定」とは、ウルグアイ・ラウンド協定法第101条⒟⒀（19 U.S.C. 3511⒟⒀）に規定する協定をいう。

⑶　補助金及び相殺措置協定

「補助金及び相殺措置協定」とは、ウルグアイ・ラウンド協定法第101条⒟⑿（19 U.S.C. 3511⒟⑿）に規定する協定をいう。

⑷　アンチダンピング協定

「アンチダンピング協定」とは、ウルグアイ・ラウンド協定法第101条⒟⑺（19 U.S.C. 3511⒟⑺）に規定する1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定をいう。

⑸　上級委員会

「上級委員会」とは、紛争解決了解第17.1条に基づき設立された上級委員会をいう。

⑹　一般的な多数国間環境協定

(A)　一般

「一般的な多数国間環境協定」とは、(B)で指定する協定及び(C)に基づき含むこととされた協定（当該協定について現在又は将来、多角的に合意された議定書、改正、附属書及び修正を含む。）で、合衆国及び協定の一又はそれ以上の相手国が正規の加盟国であるものをいう。

(B)　特定の協定

⒤　1973年3月3日にワシントンで作成された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（27 UST; TIAS 8249）。

(ii)　1987年9月16日にモントリオールで作成されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

(iii)　1978年2月17日にロンドンで作成された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書。

(iv)　1971年2月2日にラムサールで作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（TIAS 11084）。

⒱　1980年5月20日にキャンベラで作成された南極の海洋生物資源の保存に関する条約（33 UST 7476）

(vi)　1946年12月2日にワシントンで作成された国際捕鯨取締条約

(vii)　1949年5月31日にワシントンで作成された全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関する条約（1 UST 230）

 (C)　追加的協定

合衆国及び協定の一又はそれ以上の相手国は、他の正規の加盟国である多角的環境協定をこの項に基づく一般的な多数国間環境協定に含ませることを合意することができる。

⑺　中心的労働基準

「中心的労働基準」とは、次のものをいう。

(A)　団結の自由

(B)　団体交渉の権利の実効的な承認

(C)　すべての形態の強制労働の撤廃

(D)　児童労働の実質的な廃止及び最悪の形態の児童労働の禁止

(E)　最低賃金、労働時間並びに職業上の安全及び衛生に関する受諾しうる労働条件

⑻　紛争解決了解

「紛争解決了解」とは、ウルグアイ・ラウンド協定法第1012条⒟⒃（19 U.S.C. 3511⒟⒃）に規定する紛争解決に係る規則及び手続に関する了解をいう。

⑼　授権条項

「授権条項」とは、ガット1994（ウルグアイ・ラウンド協定法第２条（19 U.S.C. 3501）に規定するものをいう。）のもとで1979年11月28日に採択された「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義および開発途上国のより十分な参加に関する決定」（L/4903）をいう。

⑽　環境法

「環境法」とは、合衆国法に関しては、連邦政府により執行可能な合衆国の環境に関する制定法及び規則をいう。

⑾　ガット1994

「ガット1994」とは、ウルグアイ・ラウンド協定法第２条（19 U.S.C. 3501）に規定するものをいう。

⑿　サービスの貿易に関する一般協定

「サービスの貿易に関する一般協定」とは、サービスの貿易に関する一般協定（ウルグアイ・ラウンド協定法第101条⒟⒁（19 U.S.C. 3511⒟⒁）に規定するもの）をいう。

⒀　サービスの貿易に関する一般協定

「サービスの貿易に関する一般協定」とは、サービスの貿易に関する一般協定（ウルグアイ・ラウンド協定法第101条⒟⒁（19 U.S.C. 3511⒟⒁）に規定するもの）をいう。

⒁　ＩＬＯ

「ＩＬＯ」とは、国際労働機関をいう。

⒂　輸入センシティブ農産品

「輸入センシティブ農産品」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(A)　ウルグアイ・ラウンド協定により合衆国にとって1995年1月1日の引下げが1994年12月31日に適用されていた関税率の97.5%以下となっていない関税引下げである農業産品

(B)　この法律の制定の日において関税割当の対象となっている農業産品

⒃　情報技術協定

「情報技術協定」とは、1996年12月13日にシンガポールで合意された世界貿易機関の情報技術産品の貿易に関する閣僚宣言をいう。

⒄　国際的に承認された中核的労働基準

「国際的に承認された中核的労働基準」とは、「労働における基本的原則及び権利に関するＩＬＯ宣言とそのフォローアップ（1998）」に記載されている中核的労働基準をいう。

⒅　労働法

「労働法」とは、交渉の当事国の制定法、規則及びこれらの条項であって、直接中核的労働基準その他の児童労働からの保護及び最低年齢、並びに最低賃金及び労働時間に関する許容可能な労働条件並びに労働安全衛生に関連するものをいい、合衆国については、これらの基準、保護又は条件のための連邦制定法及び規制を含むが、州又は地方自治体の労働法を含まない。

⒆　合衆国人

「合衆国人」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(A)　合衆国市民

(B)　合衆国の法律に基づき設立された組合、会社その他の法人

(C)　外国の法律に基づき設立された組合、会社その他の法人で(B)に規定する法人又は合衆国市民により支配されているもの

⒇　ウルグアイ・ラウンド協定

「ウルグアイ・ラウンド協定」とは、ウルグアイ・ラウンド協定法第2条⑺（19 U.S.C. 3501⑺）に規定するものをいう。

(21)　世界貿易機関、ＷＴＯ

「世界貿易機関」及び「ＷＴＯ」とは、ＷＴＯ協定に基づき設立された機関をいう。

(22)　ＷＴＯ協定

「ＷＴＯ協定」とは、1994年4月15日作成された世界貿易機関を設立する協定をいう。

(23)　ＷＴＯ加盟国

「ＷＴＯ加盟国」とは、ウルグアイ・ラウンド協定法第2条⑽（19 U.S.C. 3501⑽）に規定するものをいう。